



平成 20 年 5 月 26 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 モ リ モ ト
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 森 本 浩 義
(コード番号 8899 東証第二部)
問 合 せ 先 取 締 役 経 営 管 理 本 部 長 柏 木 二 郎
(T E L . 0 3 - 5 7 2 4 - 1 1 0 0)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 5 月 26 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 20 年 6 月 26 日開催予定の第 25 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

(1) 第 2 条 (目的)

金融商品取引法の施行により、事業目的事項の一部につき、同法と関係する事業の記載を明文化したものであります。

(2) 第 5 条 (公告方法)

株主の皆様のご利便性と公告費用の効率化を図るため、公告方法を電子公告に変更すること等を定めるものであります。

(3) 第 6 条 (発行可能株式総数)

将来の資本調達に備えて、発行する株式の総数を、53,000,000 株に変更するものであります。

(4) 第 11 条 (株式取扱規程)

株主権の行使に際しその手続きを株式取扱規程に定めるものであります。

2. 変更内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 20 年 6 月 26 日(木)

定款変更の効力発生日 平成 20 年 6 月 26 日(木)

以 上

(下線部は変更箇所を示します)

現行定款	変更案
<p>第2条 (目的)</p> <p>当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>① 不動産の売買、仲介、賃貸及び管理</p> <p>② 建築工事の請負、設計及び施工</p> <p>③ 不動産証券化のプランニング及び不動産証券化商品への投資</p> <p>④ 不動産特定共同事業法に基づく業務</p> <p>⑤ 不動産に関する投資顧問業務</p> <p>⑥ <u>信託受益権販売業</u></p> <p>⑦ <u>投資信託委託業</u></p> <p>⑧ <u>投資法人資産運用業</u></p> <p>⑨ 投資法人の設立企画人としての業務</p> <p>⑩ 投資信託及び投資法人に関する法律に基づく一般事務の受託業務</p> <p>⑪ 損害保険代理業務</p> <p>⑫ 生命保険の募集に関する業務</p> <p>⑬ 広告代理業</p> <p>⑭ インテリア用品雑貨販売</p> <p>⑮ 金銭貸付業</p> <p>⑯ 総合リース業</p> <p>⑰ 前各号に付帯する一切の業務</p>	<p>第2条 (目的)</p> <p>当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>① 不動産の売買、仲介、賃貸及び管理</p> <p>② 建築工事の請負、設計及び施工</p> <p>③ 不動産証券化のプランニング及び不動産証券化商品への投資</p> <p>④ 不動産特定共同事業法に基づく業務</p> <p>⑤ 不動産に関する投資顧問業務</p> <p>⑥ <u>金融商品取引法に規定する投資助言・代理業及び投資運用業</u></p> <p>⑦ <u>金融商品取引法に規定する第二種金融商品取引業</u></p> <p>⑧ <u>その他、金融商品取引法に規定する金融商品取引業</u></p> <p>⑨ 投資法人の設立企画人としての業務</p> <p>⑩ 投資信託及び投資法人に関する法律に基づく一般事務の受託業務</p> <p>⑪ 損害保険代理業務</p> <p>⑫ 生命保険の募集に関する業務</p> <p>⑬ 広告代理業</p> <p>⑭ インテリア用品雑貨販売</p> <p>⑮ 金銭貸付業</p> <p>⑯ 総合リース業</p> <p>⑰ 前各号に付帯する一切の業務</p>
<p>第5条 (公告方法)</p> <p>当社の公告は、<u>日本経済新聞に掲載する方法により行う。</u></p>	<p>第5条 (公告方法)</p> <p>当社の公告は、<u>電子公告により行う。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p>
<p>第6条 (発行可能株式総数)</p> <p>当社の発効可能株式総数は、<u>34,000,000株</u>とする。</p>	<p>第6条 (発行可能株式総数)</p> <p>当社の発効可能株式総数は、<u>53,000,000株</u>とする。</p>
<p>第11条 (株式取扱規程)</p> <p>当社の株式に関する取扱い及び手数料については、法令又は本定款のほか、取締役会において定める「株式取扱規程」による。</p>	<p>第11条 (株式取扱規程)</p> <p>当社の株式に関する取扱い及び<u>株主提案権その他の株主権の行使手続並びに</u>手数料については、法令又は本定款のほか、取締役会において定める「株式取扱規程」による。</p>